

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

我が国の大学の研究環境の整備を進めるため、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）において、政府出資や長期借入等により調達した資金を運用するとともに、大学に対し、国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実並びに優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進に資する活動に関する助成を行う業務（助成業務）を行うために必要な措置を講じる。

概 要

1．資金の調達

JSTが、政府出資、財政融資資金借入、民間からの長期借入、JST債券の発行、大学からの資金拠出等により資金を調達するために必要な措置を講じる

【第6条、第33～35条、附則第5条の3（財政融資資金法の特例）関係】

2．資金の運用

資金運用については、金融商品取引業者との投資一任契約を活用した信託などの方法により安全かつ効率的に行うこと等を規定する 【第26・27条、第42条関係】

3．運用の管理

助成業務に係る資金の運用に当たり、文部科学大臣は運用資産の構成の目標、資金の調達等に関する基本指針を定めてJSTに示し、これに基づきJSTは運用の基本方針を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならないこと等を定める

【第28～30条、第36条関係】

資金運用を担当する理事（文部科学大臣承認）を置き、金融、資産運用等の専門家を充てるとともに、同分野の学識経験者・実務経験者からなる運用・監視委員会（文部科学大臣任命）を設置する 【第10～12条、第15条、第17・18条、第20～22条、第41条関係】

4．業務の追加

助成業務及び国立大学寄託金運用業務 をJSTの業務に追加する

【第4条、第23条関係】

（ ）国立大学法人法においても所要の規定を整備

5．損益処理

助成業務及び国立大学寄託金運用業務について、利益及び損失の処理の特例を設ける 【第31・32条、第36条関係】

施行期日

公布の日から起算して二十日を経過した日（令和3年2月23日）